平成２１年（フ）第１８５３号
広島市佐伯区隅の浜１丁目１番24号
債務者　中村智津子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８６３号
広島県安芸郡海田町月見町８番３―401号
債務者　漆谷　恵子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９４０号
広島市安佐南区川内６丁目21番16―501号
債務者　邊木しづほ
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９５４号
広島市西区草津浜町１番６号
債務者　高田　知法
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９６７号
広島市安佐北区真亀４丁目３番56―501号
債務者　新原　勇樹
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９８２号
広島市佐伯区湯来町大字白砂31番地51
債務者　藤渡　紀子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９号
徳島県海部郡海陽町久保字久保64番地２
債務者　佐藤　光伸
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第１９２号
愛媛県四国中央市豊岡町長田1519番地の33
債務者　高橋　　学
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第２００号
愛媛県四国中央市妻鳥町1855番地１
債務者　長野智恵美（旧姓野村）
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第２０１号
愛媛県新居浜市西の土居町２丁目２番50号
債務者　大角　恭司
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第２０２号
愛媛県新居浜市船木甲1257番地の３
債務者　大角佐代子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第２１３号
愛媛県新居浜市多喜浜３丁目２番34号
債務者　後藤　清和
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第２１４号
愛媛県新居浜市多喜浜３丁目２番34号
債務者　後藤ハルミ
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第２１８号
愛媛県西条市飯岡2565番地89
債務者　加藤　恵一
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第２１９号
愛媛県四国中央市金生町山田井1246番地６
債務者　山本　珠美
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第４１５号
福岡県久留米市白山町376番地　不二見アパート１号
債務者　阿世賀文男
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４５２号
福岡県久留米市西町800番地８
債務者　黒岩　英雄
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第７２１号
大分県津久見市大字網代5664番地の７
債務者　高野　　寿
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係